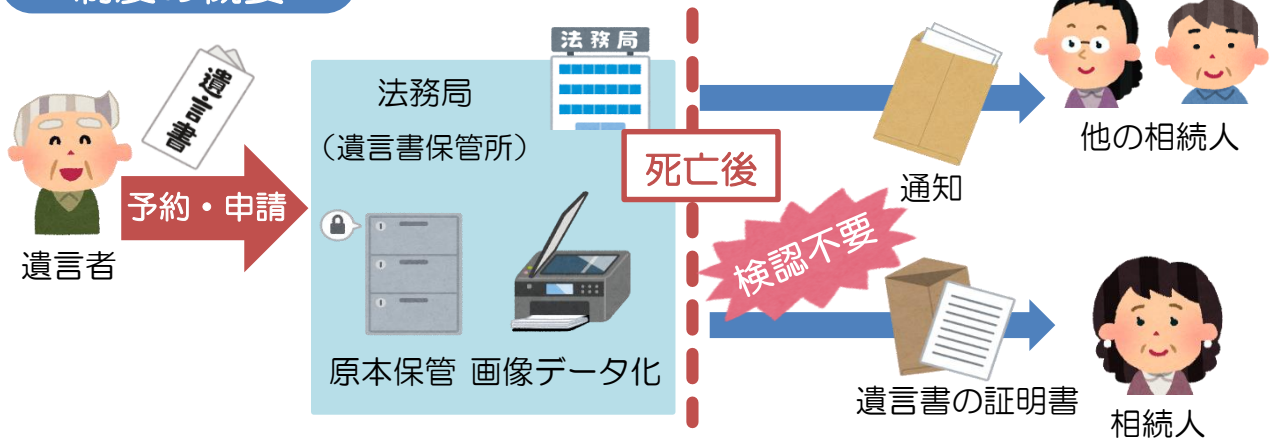


法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「[自筆証書遺言書保管制度](#)」が始まりました。

制度の概要



メリットは??

- 家庭裁判所での検認が不要です！
- 遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります！
- 遺言者の死後、相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は??

- 相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- 相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！
相続トラブルを防ぎ、相続手続きが円滑に進みます！

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのQRコードからご覧ください



※1通あたりにかかる手数料